

第4章

高齢者福祉事業

- 第1節 高齢者福祉事業の概要
- 第2節 生きがいつくりに関する事業
- 第3節 生活支援事業
- 第4節 施設福祉サービス事業
- 第5節 高齢者住宅等の安心確保に関する取組

※掲載している各事業については、発行時点の見通しで整理しているものであり、社会情勢の変化や事業の進捗により、適宜適切に見直されるものとなります。

第1節 高齢者福祉事業の概要

第9次高齢者福祉計画においては、基本理念に掲げた「すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるまちの構築」に向け、地域ぐるみの支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムを推進し、各事業を実施してきたところです。

近年、住民同士の関係が希薄化し、自治会加入率の低下や、地域行事等の参加者が減少している一方で、地域食堂を始めとした多世代交流の場を築き地域のつながりを構築する、新しい取組が行われています。

今後も、高齢者の豊富な知識や経験を活かした多様な社会参加を促進しながら、人と人とが支え合う地域づくりにつながるよう、生きがいづくりに関する事業を展開し、地域活動の活性化を支援していきます。

生活支援事業については、住み慣れた地域で、自立した日常生活が営まれるよう、介護保険給付では対象とならないサービスを提供しています。核家族化の進行により今後ますます、高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、「老老介護」の増加につながることも懸念されます。また、一人暮らしで日常生活に不安を感じている高齢者も少なからずいることから、引き続き、介護予防・自立支援が日常生活の場で適切に提供できる事業に取り組み、支援を必要とする高齢者の生活ニーズに応じた事業を実施していきます。

施設福祉サービス事業については、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくことを基本として、引き続き福祉基盤を整備していく必要があります。

また、養護老人ホーム等の福祉施設は、家族等の援助が受けられない高齢者や低所得高齢者の拠り所としての役割を果たしていく必要があるため、引き続き、現在の設置水準を維持していきます。なお、老朽化した施設の改修が一巡したことから、今後は、不具合のある設備の改修など施設の維持修繕への対応を行っていきます。

第2節 生きがいつくりに関する事業

1 現状と課題

超高齢社会の現代、高齢者が地域等での社会活動を通じ、生きがいを持って生活を送ることは、心身の健康保持や互いに支え合う地域社会の実現につながります。社会活動に参加したほど、健康状態が良く、健康状態が良い人ほど生きがいを感じているという報告もあります。また、男性は60代後半でも全体の半数以上、女性は4割程度が働いている状況が見られているなか、働けるうちはいつまでも働きたい60歳以上の方は約4割を超えており、（令和5年度版高齢社会白書）超高齢社会の中においてその役割は大きなものとなってきています。

そのような中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化とともに地域外でのつき合いや活動に生きがいを感じる高齢者も増えている現状があります。「生きがいつくり」については近年、趣味や娯楽、ボランティア、スポーツなど多岐にわたっており、個人の活動では知識や技術の習得、身体機能の維持・向上など、サークル等の活動などでは互いに共有する機会の中での高齢者同士の連帯感の醸成や地域の活性化などが期待されます。

本市では、2045（令和27）年頃まで、高齢者人口の増加が見込まれ、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、健康寿命の延伸につながる取組や地域での支え合いを促すような取組が、ますます重要になってくると考えられます。

2 今後の取組

高齢者の趣向やニーズに応じた多様な生きがいつくりへの支援や地域での世代間交流など、互いに支え合う体制づくりにつながる事業の実施を推進します。

老人クラブ活動については、それぞれの地域でより魅力的な活動が展開されるよう支援し、若手高齢者を対象としたリーダーの養成や若手委員を中心とした地域における活動の活性化、加入促進に向けた取組の強化を支援します。

敬老祝関連事業、高齢者の外出支援・促進については対象者の増加による費用の増加や時代に合わせた取り組みなど、事業内容の検討を行い、今後も対象者の路線バス利用による外出支援を継続していくため、地域公共交通と連携を図っていきます。

また、生きがいつくりを支援するため、気軽に参加できる交流の場を提供します。

生きがいつくり
に関する事業

- (1) 老人クラブ活動助成
- (2) 敬老祝関連事業
- (3) 高齢者の外出支援・促進
- (4) 生きがい支援施設

3 事業概要

(1) 老人クラブ活動助成

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブに対して助成を行います。老人クラブでは社会奉仕、教養講座開催、健康増進などの活動を定期的を実施されています。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
活動参加延べ人員数	115,909 人	117,356 人	119,000 人

【目標値（見込量）】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
活動参加延べ人員数	120,000 人	120,000 人	120,000 人

(2) 敬老祝関連事業

多年にわたり社会の発展に寄与されてきた方々を敬愛し、長寿を祝うことにより、高齢福祉の増進を図ります。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
①敬老祝金※	6,211 人	6,028 人	2,179 人
②百歳長寿祝	109 人	128 人	158 人

※2023 年度より対象者は 88 歳のみ

【目標値（見込量）】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①敬老祝金	2,250 人	2,400 人	2,150 人
②百歳長寿祝	200 人	220 人	240 人

(3) 高齢者の外出支援・促進

社会参加、生きがいつくり、閉じこもり予防につながる高齢者の外出を促進するため、70歳以上の高齢者に対し、移動手段として公共交通機関であるバスを手軽に利用できる宮崎市敬老バスカを交付します。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
敬老バスカ保有者数	56,541 人	57,427 人	58,500 人
敬老バスカ年間延べ利用回数	1,170,342 回	1,249,922 回	1,325,000 回

【目標値(見込量)】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
敬老バスカ保有者数	59,500 人	60,500 人	61,500 人
敬老バスカ年間延べ利用回数	1,400,000 回	1,450,000 回	1,500,000 回

(4) 生きがい支援施設

高齢者の健康増進や外出促進、介護予防、生きがいつくりを支援するため、健康相談や趣味活動に気軽に参加できる交流の場を提供します。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
①生きがい支援施設設置数	20 カ所	20 カ所	20 カ所
②生きがい支援施設延べ利用者数	96,483 人	128,446 人	162,000 人

【目標値(見込量)】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①生きがい支援施設設置数	20 カ所	20 カ所	20 カ所
②生きがい支援施設延べ利用者数	183,000 人	183,000 人	183,000 人

<参考>

生きがい支援施設一覧（2023年度：計20か所）

①施設全体を管理

北部老人福祉センター
南部老人福祉センター
赤江老人福祉センター
住吉老人いこいの家
古城老人いこいの家
高岡老人福祉館「百寿荘」
大塚台地域福祉コミュニティセンター
内海やっこ荘

②施設の一部を管理

生目台地区交流センター 高齢者ふれあい室
宮崎市自然休養村センター 高齢者ふれあい室
宮崎東地区交流センター 高齢者ふれあい室
宮崎地区交流センター 高齢者ふれあい室
西部地区農村環境改善センター 高齢者ふれあい室・浴室
佐土原地区交流センター 高齢者ふれあい室
広瀬地区交流センター 高齢者ふれあい室
加納地区交流センター 高齢者ふれあい室
青島地区交流センター 高齢者ふれあい室
清武地区交流センター 高齢者ふれあい室
宮崎西地区交流センター ふれあい室
生目地区交流センター 高齢者ふれあい室

第3節 生活支援事業

1 現状と課題

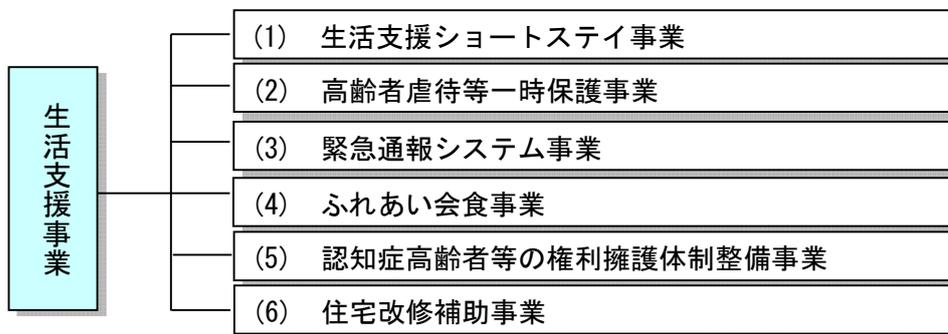
生活支援事業では、高齢者の在宅生活維持・継続のために、介護保険で提供されないサービスを実施しています。住み慣れた地域で、安心して在宅生活が送れるよう介護予防・自立支援の観点から、対象者の状況に応じたサービス量や利用認定期間を設定して事業を実施しています。

2 今後の取組

見守り体制を補うものとして緊急通報システム事業を実施するとともに、高齢者の閉じこもり対策としてふれあい会食事業を実施していきます。また、判断する能力が十分ではない認知症高齢者等の権利を守るための支援策として、認知症高齢者等の権利擁護体制整備事業を実施し、成年後見制度の安定的な利用を図っていきます。

今後、高齢者人口はますます増える傾向であることから、高齢者の安心した在宅生活に結びつくように、適正な支援を行うとともに、各事業を精査し、必要なサービスを検討しながら、適切なマネジメントに基づくサービスの提供を実施します。

【本計画に掲げる生活支援事業の体系】



3 事業概要

(1) 生活支援ショートステイ事業

概ね65歳以上で家族等の支援や見守りの必要な高齢者（要支援・要介護認定者を除く）に、短期間、養護老人ホーム等を利用した宿泊サービスを提供し、食事、入浴等のサービスや生活習慣の支援を行います。

【実績】

年度	2021年度	2022年度	2023年度（見込）
利用者数	3人	1人	5人
利用日数	39日	2日	40日

【目標値（見込量）】

年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	5人	5人	5人
利用日数	40日	40日	40日

(2) 高齢者虐待等一時保護事業

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、虐待や虐待に準ずる行為によって生命や身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者や身元不明の認知症高齢者に対し、最大30日間を限度とし、居室の確保及び食事の提供等を行います。

【実績】

年度	2021年度	2022年度	2023年度（見込）
利用者数	3人	2人	3人
利用日数	63日	92日	45日

【目標値（見込量）】

年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	6人	6人	6人
利用日数	90日	90日	90日

(3) 緊急通報システム事業

概ね65歳以上で慢性疾患などにより、常時注意が必要な一人暮らし高齢者などの緊急時に備えるため、24時間体制の緊急時対応や定期的な安否確認・健康相談を行う民間の緊急通報サービスを提供し、利用料の一部を助成します。

【実績】

年 度	2021年度	2022年度	2023年度(見込)
登録者数	161人	167人	190人

【目標値(見込量)】

年 度	2024年度	2025年度	2026年度
登録者数	205人	215人	225人

(4) ふれあい会食事業

民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、その他の地域で活動する団体が、地域の65歳以上の閉じこもりがちな高齢者を主な対象として、介護予防を目的とした集会型の会食会を開催するための事業費の一部を助成します。

【実績】

年 度	2021年度	2022年度	2023年度(見込)
実施団体数	75団体	108団体	262団体
回 数	120回	181回	340回

【目標値(見込量)】

年 度	2024年度	2025年度	2026年度
実施団体数	262団体	262団体	262団体
回 数	352回	352回	352回

(5) 認知症高齢者等の権利擁護体制整備事業

認知症高齢者等の増加に伴い、後見人等の担い手不足が見込まれるため、法人後見受任団体である市社会福祉協議会を支援し、法人後見支援員や市民後見人といった担い手の養成に取り組むことにより、安定した成年後見制度の利用を図ります。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
法人後見受託件数	31 件	31 件	43 件

【目標値（見込量）】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
法人後見受託件数	45 件	45 件	45 件

(6) 住宅改修補助事業

介護保険法の要支援・要介護者で一定所得以下の世帯を対象に、在宅での日常生活の利便性向上を図ることによる自立支援を目的として、自宅の浴室やトイレ等の改修に要する費用を、介護保険による住宅改修費（対象上限額 20 万円）の上乗せとして助成します。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
件 数	161 件	174 件	255 件

※2023（令和 5）年度は、物価高騰により、住宅改修に係る費用が負担となっている世帯に対し、より多く早急に支援ができるよう、増額補正を行い対応しました。

【目標値（見込量）】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
件 数	170 件	170 件	170 件

第4節 施設福祉サービス事業

1 現状と課題

急速に高齢化が進展する中で、在宅での生活が困難な高齢者の受け皿として福祉施設（養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、ケアハウス）があり、大きな役割を果たしています。

特に、養護老人ホームでは、低所得者や加齢に伴う心身機能の低下、認知症・精神疾患等の症状が目立つ入所者が増加傾向にあることから、要介護状態となっても引き続き同じ施設で生活できる特定施設入居者生活介護（以下、「特定枠」という）の役割はますます大きくなっています。

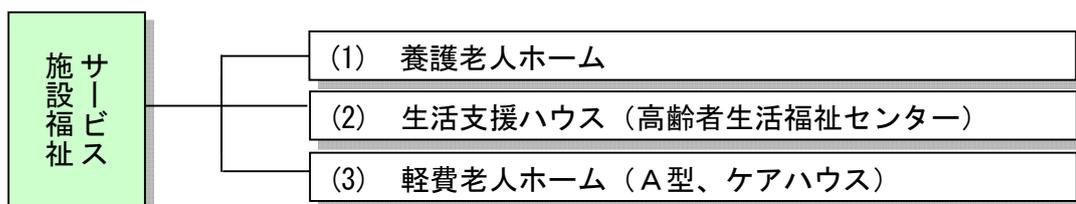
2 今後の取組

今後の福祉基盤の整備は、住み慣れた地域での在宅生活の継続を基本とすることとされていますが、福祉施設は家族等の援助が受けられない高齢者や低所得高齢者の拠り所としての役割を果たしていく必要があります。

近年、入所希望する高齢者等の需要数に概ね対応ができていることから、養護老人ホーム等の福祉施設は現在の床数を維持しつつ、適宜、設置水準の適正化を図っていくこととします。

【本計画に掲げる施設福祉サービス事業の体系】

基本構想



3 事業概要

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象とした入所施設であり、自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導、訓練、援助を行うことを目的とした施設で、市内に6施設あります。老朽化した施設の改築が進み、個室化やバリアフリー化など居住環境の改善が図られております。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
定員数	344 人	344 人	344 人
特定枠	115 床	115 床	115 床
施設数	6 力所	6 力所	6 力所

【目標値（見込量）】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
定員数	344 人	344 人	344 人
特定枠	124 床	124 床	124 床
施設数	6 力所	6 力所	6 力所

(2) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢のため一人で生活することに不安のある60歳以上の人に、居住施設を住居として提供し、生活援助員による各種相談、緊急時の対応、保健福祉サービスや介護サービス等の利用手続等の援助を行います。

市内に3施設があり、これまでに個室化やバリアフリー化が図られ快適な居住空間となっています。

【実績】

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度(見込)
定員数	67 人	67 人	67 人
施設数	4 力所	4 力所	4 力所

【目標値（見込量）】

年 度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
定員数	52 人	52 人	52 人
施設数	3 力所	3 力所	3 力所

(3) 軽費老人ホームA型、ケアハウス

家庭環境や住宅事情等の理由により、在宅での生活が困難な60歳以上の人を対象にした入所施設で、食事の提供、入浴等の準備、生活相談や緊急時の対応など、日常生活上必要な援助を行います。

市内には、介護サービスの一つである「特定施設入居者生活介護」を提供できる特定枠のあるケアハウス4施設と、特定枠がない軽費老人ホームA型2施設・ケアハウス3施設があります。

【実績】

年 度		2021年度	2022年度	2023年度(見込)
軽費老人ホーム (ケアハウス)	定員数	280人	280人	280人
	特定枠	124床	124床	124床
	施設数	7カ所	7カ所	7カ所
軽費老人ホーム (A型)	定員数	100人	100人	100人
	施設数	2カ所	2カ所	2カ所

【目標値(見込量)】

年 度		2024年度	2025年度	2026年度
軽費老人ホーム (ケアハウス)	定員数	280人	280人	280人
	特定枠	87床	87床	87床
	施設数	7カ所	7カ所	7カ所
軽費老人ホーム (A型)	定員数	100人	100人	100人
	施設数	2カ所	2カ所	2カ所

第5節 高齢者住宅等の安心確保に関する取組

1 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、高齢者が居住・管理する住宅においては、改修などがされずに老朽化が進み、空き家として放置されるなど、高齢者にとって維持管理が難しく住みにくい住宅が増えてきています。

また、一人暮らしの高齢者や夫婦世帯など、自立した生活が困難な高齢者が増加していることから、民間資本によるバリアフリー構造を持ち見守りサービスを兼ね備えた「サービス付き高齢者向け住宅」など高齢者に適した居住施設の整備が進んでいます。

市営住宅においては、建物の老朽化や設備水準の低いものもあるため、高齢者を含む生活ニーズに添った計画的な施設整備が行われています。しかし、低所得の高齢者も多く存在することから、このような高齢者向けの住まい確保も課題の一つと言えます。

さらに、有料老人ホーム等の高齢者向け居住施設も増加し、施設へ入居する高齢者が安心した生活を送れるよう、施設に対する指導強化を図っていく必要があります。

2 今後の取組

(1) 公営住宅

建設年度の古い市営住宅では、入居者の高齢化が顕著となっており、バリアフリー仕様の住宅を供給するため計画的な建替えに取り組んでいます。

2023年（令和5年）10月1日現在で、市営住宅において、段差の解消や手すりの設置などにより高齢者世帯に対応できるものとして543戸を確保しています。

また、市営住宅に入居されている高齢者の状況に応じて、緊急時の通報ができる機器「緊急通報システム」の利用や住宅改修の実施なども条件付きで可能です。

市営住宅内の「高齢者向け住戸」整備状況 R5.10.1現在

高齢者世帯用	高齢者同居世帯用	合計
528戸	15戸	543戸

※「高齢者同居世帯」とは、満60歳以上の方が同居する三世代の家族構成で、5人以上の世帯のことをいう。

(2) サービス付き高齢者向け住宅

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、バリアフリー構造などをもち、介護・医療と連携し高齢者を支援することを機能として持つ賃貸住宅又は有料老人ホームであり、都道府県・政令市・中核市により登録された住宅です。本市においては、2023年（令和5年）11月1日現在で、5棟228戸登録されています。

今後とも関係機関と連携を図りながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して、生活を継続できるよう支援を行っていきます。

(3) 高齢者向け居住施設の質の向上

本市では、有料老人ホーム等の高齢者向けの居住施設の設置数は増加傾向にあります。本市の1号被保険者10万人あたりの有料老人ホームの定員数は、他の中核市と比較すると、4番目に多くなっています。2023（令和5）年4月現在の定員数（5,137床）は、本市の介護保険施設（2,727床）を大きく上回っています。

有料老人ホームへの入居理由としては、独居で介護者がいないケースや、家族の介護負担を軽減するケースなど多様ですが、多くの高齢者の生活を支える重要な施設となっています。そのため、施設運営における質の維持・向上を図ることが、高齢者の安全安心な生活を支えることにつながると考えられます。

有料老人ホームは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護保険施設と異なり、介護保険法による人員基準や施設基準が設けられておらず、運営する法人により運営状況はさまざまです。居室の形態としては、アパートのような個室のタイプから、共同部屋まで様々な形態があり、一部の施設ではプライバシーへの配慮が不十分なものも見られます。本市では、適切な運営が行われるように、有料老人ホームに対し、原則として3年に1回以上の立入調査を行い、運営に関する指導や助言等を行っています。しかし、適切な運営がなされている施設がある一方で、不適切なサービスが行われているケース等について、市が改善に向けた指導等を行う事例も出てきています。

また、有料老人ホームの運営法人は、通所介護や訪問介護等の介護保険サービスの指定を受け運営されているケースが多いため、本市では、有料老人ホームの立入調査を行う際に、併設等の介護保険サービス事業所への運営指導を同時に実施するなど、サービス提供状況等の正確な把握と実効性のある指導に努めているところです。

有料老人ホームは、介護保険施設のように市が人員基準等を確認し指定を行う仕組みではなく、運営法人が市に届出を行うことで運営を開始することができ、その届出を怠り運営するケースがあることから、届出や運営について必要な指導を適宜行っていきます。

